知財法務の勘所Q＆A（第105回）

標準必須特許を巡る紛争の近年の動向

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士　**後藤　未来**
弁護士　**角田　匠吾**

標準必須特許（SEP）とは、通信等の分野において策定される標準規格に準拠した製品であれば必ず実施せざるを得ない発明に係る特許です。

通常、標準化団体は、標準規格の策定に際し、自社技術の標準規格への採用を提案する参加企業（特許権者）に対し、自社技術が採用されると実施が不可欠となり得る発明に係る特許・特許出願を開示させ、公正・合理的・非差別的（Fair, Reasonable and Non-discriminatory）な条件（FRAND条件）でライセンスする意思があることを宣言させます（FRAND宣言）。しかし、どのような条件がFRAND条件であるかについて争いとなることが多く、その場合には訴訟・仲裁・調停等の紛争解決手段により解決が図られます。そして、標準規格は国際的に利用されるものであり、ライセンスの地理的範囲は必然的に国境を越えることから、どの国の紛争解決手段で解決するのかが重要な検討事項となります。そこで、本稿では、標準必須特許を巡る紛争の外国における近年の動向を紹介するとともに、日本の東京地方裁判所で開始した新たな紛争解決手続のポイントを解説します。

Q1　標準必須特許を巡る紛争の欧州（EU）における近年の動向について教えてください。

A1　欧州（EU）における標準必須特許を巡る紛争は、2015年７月16日の欧州司法裁判所（CJEU）によるHuawei v. ZTE事件判決[1]が示した判断枠組み（EUフレームワーク）が基本的な争点となります。これは、標準必須特許の特許権者による差止請求が独占禁止法上の支配的地位の濫用に当たるか（FRAND抗弁の成否）を判断するために、特許権者と実施者の双方が誠実な交渉態度をとったかを審査するものです。具体的には、以下の５つのステップに分けて審査が行われます。

1　*Huawei v. ZTE*, CJEU Case C-170/13